

令 和 5 年 度

長門市内部統制評価報告書審査意見書

長 門 市 監 査 委 員



長監査委第26号  
令和6年9月6日

長門市長 江原 達也 様

長門市監査委員 岡村 節子

長門市監査委員 重廣 正美

令和5年度長門市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和5年度長門市内部統制評価報告書について、長門市監査委員監査基準に準拠して審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。



# 令和5年度長門市内部統制評価報告書審査意見書

## 1 審査の対象

令和5年度長門市内部統制評価報告書及び附属資料（以下「報告書」という。）

## 2 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、市長が作成した報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを、以下の観点から検討し審査するものである。

### （1）評価手続に係る記載の審査

- ア 内部統制対象事務について網羅的に評価されているか
- イ 評価項目に対する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか

### （2）評価結果に係る記載の審査

- ア 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか
- イ 重大な不備は是正されているか

## 3 審査の実施内容

報告書について、市長及び内部統制評価部署から報告を受け、「長門市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づき、必要に応じて関係部署に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用して審査を行った。

## 4 審査の時期

令和6年8月1日から同年9月5日まで

## 5 審査の結果

令和5年度長門市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

## 6 備考

本制度に関する本市の取組は令和5年度に開始され、整備及び運用を実施されたところである。

当年度においては、重大な不備は認められなかつたものの、軽度の不備が報告されており、定期監査においても依然として過年度と同様の事務処理誤りの指摘を行つてゐるところである。

内部統制は、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である市長自らが、リスクを識別及び評価し対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する制度であり、内部統制制度を効果的に整備・運用するためには、職員一人ひとりの意識向上が最も重要である。制度の内容や基本方針、整備・運用方法等の十分な理解が進み、着実な実践が図られるよう、引き続き、制度の浸透に努めていただきたい。